

訴訟種類										官 城 控 訴 院 管 內 區 裁 判 所 名 稱
土地所有	地所占有	地所經買	地所費賣	地所讓與	地所貸借	小地所入	地所質入	地所登記	共有地所	
										區 釜 仙
										區 原 河 大
										區 川 古
										區 卷 后
										區 米 登
										區 沼 仙 敏
										區 島 福 祥
										區 山 中
										區 村 白
										區 河 平
										區 松 若
										區 島 田
										區 形 山
										區 庄 新
										區 澤 米
										區 井 長
										區 田 酒
										區 岡 輪
										區 岡 庭
										區 卷 花
										區 野 遠
										區 岡 福
										區 古 宮
										區 井 磐
										區 澤 水
										區 口 秋
										區 莊 水
										區 代 能
										區 館 大
										區 輪 花
										區 曲 大
										區 寺 棧
										區 澤 湯
										計 合

三三三

訴訟種類										長 崎 控 訴 院 管 內 區 裁 判 所 名 稱
名義書換	工事請求	妨害解除	所有權ノ爭	共有權ノ爭	債權額更正	保證義務	契約成立確認	契約履行	契約解除	
										區 水 旅
										區 船 御
										區 地 官
										區 鹿 山
										區 瀬 高
										區 代 八
										區 吉 入
										區 草 天
										區 島 兒 鹿
										區 覽 知
										區 屋 鹿
										區 引 水
										區 島 火
										區 崎 官
										區 肥 鉄
										區 城 郡
										區 岡 延
										區 穂 千 高
										區 薪 郡
										計 合

三三三

強行執行ニ關スル事
 後押假押ニ關スル事
 假處分ニ關スル事
 公示催告
 假押及假處分申請
 裁判所ニ對シテ之ヲ申立
 裁外ノ申立
 合計

新野長府甲													區 劃 別 金 額 階 級		新 受 件 數	金 額 價 額 合 計		
新 野			長			府			甲			計	合 計	計		計		
新 發 田 區	三 條 區	新 野 區	岩 村 田 區	上 田 區	伊 那 田 區	飯 野 區	大 島 野 區	上 野 區	松 本 區	飯 山 區	長 野 區				谷 縣 區		甲 府 區	計
4	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	計	計	計	
...	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	

大 都 京														區 劃 別 金 額 階 級		新 受 件 數	金 額 價 額 合 計		
大				都				京				計	合 計	計	計				
天 王 寺 區	枚 方 區	茨 木 區	池 田 區	大 阪 區	大 阪 區	大 阪 區	大 阪 區	大 阪 區	大 阪 區	大 阪 區	大 阪 區					大 阪 區	大 阪 區	計	計
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	計	計	計		
...		
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		

區別 所 名 稱	金額 額 附 級	審 査 件 數										金 額 價 額 合 計						
		テマ四五	テマ四拾	テマ四拾伍	テマ四拾五	テマ四拾七	テマ四百	テマ四百伍	テマ四百七	テマ四千	テマ四千伍	テマ四千七	上以四萬	計	可	日	日	
金 小 聖 寺																		
澤 大 七 輪 高 濱 尾 島																		
富 高 魚 津 山																		
山 杉 高 木 新																		
和 妙 歌 邊 寺 山																		
歌 御 坊 邊 寺																		
山 新 御 坊 邊 寺																		
德 撫 養 島																		
計																		

區別 所 名 稱	金額 額 附 級	審 査 件 數										金 額 價 額 合 計						
		テマ四五	テマ四拾	テマ四拾伍	テマ四拾五	テマ四拾七	テマ四百	テマ四百伍	テマ四百七	テマ四千	テマ四千伍	テマ四千七	上以四萬	計	可	日	日	
島 川 脇 岡																		
高 安 高 知 赤 岡 藤 知																		
高 須 岡 藤 知																		
知 須 岡 藤 知																		
高 三 本 松																		
松 北 本 松																		
鳥 倉 音 寺																		
鳥 倉 音 寺																		
取 米 子 告 取																		
取 米 子 告 取																		
通 計																		

區裁判所 名稱	金額價額階級		第一審新受件數	金額價額合計
	室根 厚根 路岸室 區區區	室根 厚根 路岸室 區區區		
五間	テマ間五	テマ間拾	テマ間拾五	テマ間拾七
拾	テマ間拾五	テマ間百	テマ間百五	テマ間百七
百	テマ間百五	テマ間千	テマ間千五	テマ間千七
千	テマ間千五	テマ間萬	テマ間萬五	テマ間萬七
萬	テマ間萬五	テマ間萬七	テマ間萬九	テマ間萬十
計	計	計	計	計

第四部第二款第四十九表

第一審訴訟審理期間

審理期間	既決		未決	
	判決二因	判決一	審理中	中止
十日以下	一六五七九	一七〇七九	三	三
二十日以下	一八五七九	一八〇七九	九	三
三十日以下	五五三三	五〇三三	九	三
六十日以下	一三〇八九	一三〇三九	三	三
九十日以下	一七五八九	一七五三九	三	三
一年以上	二二	一七	一〇	一〇
合計	一〇一	一〇〇	一〇	一〇

第四部第三款第五十表

身分登記及戸籍ニ關スル抗告總數

東京控訴院管轄	區裁判所及戸籍役場ノ名稱	批告總數		批告ノ結果	
		受審	合計	却下	其他ノ結果
東京區	麻布區役所	-	-	-	-
東京區	淺草區役所	-	-	-	-
東京區	中野區役場	-	-	-	-
水戸區	白河村役場	-	-	-	-
佐野區	大伏町役場	-	-	-	-
幸手區	樋遣川村役場	-	-	-	-
地方橋	太田區毛里田村役場	-	-	-	-
長野區	古牧村役場	-	-	-	-
長野區	山田村役場	-	-	-	-
松本區	岡田村役場	-	-	-	-
合計	合計	-	-	-	-

區裁判所及戸籍役場ノ名稱	抗告總數		抗告ノ結果	
	受新	合計	取下	其他ノ結果
伊那區 伊那郡村役場 通計	0	0	0	0
大板控訴院管轄				
伏見區 伏見町役場	1	1	0	0
大津區 宇津呂村役場	0	0	0	0
名古屋控訴院管轄				
半田區 常滑町役場	0	0	0	0
岡崎區 野田村役場	0	0	0	0
安濃津區 小野江村役場	0	0	0	0
四日市區 四日市市役所	0	0	0	0
廣島控訴院管轄				
三次區 原村役場	0	0	0	0
三次區 木村役場	0	0	0	0
長崎控訴院管轄				
長崎區 長崎市役所	0	0	0	0
合計	1	1	0	0

區裁判所ノ名稱	受新	合計	取下	其他ノ結果
福江區 福江村役場 通計	0	0	0	0
宮城控訴院管轄				
仙臺區 増田町役場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

第四部第四款第五十一表 強制執行總數及種別

區裁判所ノ名稱	總數		種別		未結
	受新	合計	強制執行	債權及有物ノ強制執行ニ關スル申立	
東京控訴院管轄					
東京區 王子區	57	64	13	14	11
橫濱區 須賀區	11	11	0	0	0
橫濱區 須賀區	11	11	0	0	0
千代田區 戶本區	5	5	0	0	0
千代田區 戶本區	5	5	0	0	0
合計	74	85	13	14	11

浦	宇都宮			水戸			華北			區裁判所ノ名稱			
	浦	宮	宇	水	戸	水	北	華	北				
越	佐	大	真	下	龍	太	木	北	木	八日市場 原津 條			
ヶ	和	野	田	ヶ	妻	生	浦	田	戸				
谷		水	岡	崎		田							
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	區	區

總數 種類 別

府	甲	靜岡						前橋			和								
		府	甲	掛	濱	吉	下	沼	藤	靜	宮	高	太	沼	前	大	熊	川	幸
村	澤	川	松	原	田	津	枝	岡	岡	崎	田	田	橋	宮	谷	越	手		
計	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區

三六三

相川		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府	
相川		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府		京都府	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三三三

長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野	
長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野		長野	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三三四

山		大		津		福		井		金		澤	
津山		大水		八房		三武		大教		小金		七高	
山山		津口		根際		井園		野賀		濱松		尾尾	
計區		計區		計區		計區		計區		計區		計區	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

良		神		戸		岡	
高田		神伊		龍社		高岡	
田條		明原		野野		新山	
計區		計區		計區		計區	
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1

三六九

三七六

山		松		江		松		口		山	
宇	今	西	大	松	西	益	大	濱	今	木	松
和	治	條	洲	山	郷	田	森	田	市	次	江
島											
計	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
二	二	一	三	三	一	三	一	三	一	三	一
一九	八〇	六	三〇	三	五	九	一〇	九	二	一〇	一〇
一〇	八	六	五	五	六	五	六	五	六	五	六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	八	八	三	七	九	七	六	八	五	八
七	八	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五〇	二	三〇	五	三	一	一	一	一	一	一	一
一八	七	五	二	八	一	一〇	三	三	一〇	一	一〇
三	五	一	三	一〇	一	一	一	一	一	一	一

三八一

島		廣		阜		岐		津		濃	
福	尾	庄	三	竹	廣	高	御	大	八	岐	水
山	道	原	次	原	島	山	嵩	垣	階	阜	本
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
七	七	一	五	三	八	七	六	七	三	一	三
六	三	三	三〇	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

三八〇

區裁判所ノ名稱	通計	長崎控訴院管轄														
		長			崎			佐			賀			福		
		長	大	島	平	武	嚴	佐	武	唐	伊	福	甘	飯	久	福
嶺	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兒	區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島	區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	總數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	配當	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	管轄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	依頼及有	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	強行ニ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	米	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

區裁判所ノ名稱	通計	大															
		大			分			熊			本						
		大	白	佐	竹	梓	中	玉	豆	熊	御	宮	山	高	八	人	天
柳	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小	區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
行	區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	總數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	配當	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	管轄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	依頼及有	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	強行ニ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	米	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

福 島		山			形			盛			岡							
福	郡	中	白	平	若	山	新	米	長	酒	鶴	盛	花	遠	福	宮	磐	水
島	山	村	河	松	形	庄	澤	井	田	岡	野	卷	岡	古	井	澤		
計	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

三八五

鹿 兒 島		宮			崎			那 那			仙 台		臺		區 裁 判 所 / 名 稱		
鹿	兒	島	宮	宮	宮	宮	崎	崎	那	那	仙	大	古	石	登	氣	
鹿	引	水	大	宮	肥	高	千	那	那	河	大	石	古	石	登	氣	
覽	屋	大	水	宮	肥	高	千	那	那	河	大	石	古	石	登	氣	
計	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
10,000	15	10	5	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

三八四

通計	室根		幌		札		館	
	厚	根	岩	小	推	増	浦	札
	岸	室	内	樽	内	毛	河	幌
合計	19,527	3,847	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187
受入	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187	1,187	1,187
支出	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187	1,187	1,187	1,187
差額	1,187	1,650	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187
前年度	19,527	3,847	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187
本年	19,527	3,847	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187

本表指受ノ數前年度ノ未終局件數ト差違アルハ鹿兒島地方裁判所管内鹿屋區裁判所ニ於テ前年度ノ未終局件數ニ報告ノ誤謬アリシニ因ル

第四部第四款第五十二表 強制執行終局人員債權額及費用額

通計	函		森		青		田		秋	
	江	函	八	五	緋	弘	野	青	湯	横
	館	差	戸	川	ヶ	澤	前	地	澤	手
合計	19,527	3,847	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187	1,187	1,187
受入	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187
支出	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187
差額	1,187	1,650	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187	1,187
前年度	19,527	3,847	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187	1,187	1,187
本年	19,527	3,847	2,357	1,187	2,197	3,987	8,887	1,187	1,187	1,187

債権者人員	債権額		執行スルニ 關スル額
	優先ノモノ	通常ノモノ	
東京控院管轄			1,200,000
東 京			1,000,000
八 王 子			1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	2,000,000
濱 横			1,000,000
濱 須 賀			1,000,000
小 田 原			1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	2,000,000
千 松 戸			1,000,000
八 日 宮			1,000,000
佐 原 市 場			1,000,000
水 北 條			1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	2,000,000
水 土 浦			1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	2,000,000

三八八

債権者人員	債権額		執行スルニ 關スル額
	優先ノモノ	通常ノモノ	
戸 麻 生 崎			1,000,000
宇 都 宮			1,000,000
大 真 田			1,000,000
浦 幸 越 手 谷			1,000,000
和 大 谷			1,000,000
前 沼 田 橋			1,000,000
前 太 田			1,000,000
高 岡 崎			1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	2,000,000

三八九

戸		岡			山			大			津							
柏	淵	社	龍	豊	村	岡	高	新	玉	笠	津	勝	大	水	八	彦	福	三
原	本	野	岡	岡	山	山	岡	山	山	山	津	口	津	水	八	彦	福	三
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000

三九三

大			阪			奈			良			神		
池	茨	水	天	堺	岸	富	奈	松	高	五	伊	神	明	菘
阪	田	方	王	和	田	良	山	山	山	山	丹	石	山	山
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000

三九二

債権者人員	債権額	執行費用額	債権者ノ名稱	
			後先權ノ	通常ノ
計	計	計	御田妙和 歌山	武大野 井小
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
16	16	16	16	16
17	17	17	17	17
18	18	18	18	18
19	19	19	19	19
20	20	20	20	20

三九四

債権者人員	債権額	執行費用額	債権者ノ名稱	
			後先權ノ	通常ノ
計	計	計	山新	徳島
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
16	16	16	16	16
17	17	17	17	17
18	18	18	18	18
19	19	19	19	19
20	20	20	20	20

三九五

區裁判所ノ名稱	債權者人員		債權		執行關スル額
	優先權	通常ノ	優先權アルモノ	通常ノモノ	
分 中 津 田	5	5	5	5	5
熊 本	8	8	8	8	8
山 鹿 地	5	5	5	5	5
高 瀬	7	7	7	7	7
八 代	3	3	3	3	3
天 草	2	2	2	2	2
鹿 兒 島	5	5	5	5	5
知 覽 島	5	5	5	5	5
鹿 屋 島	5	5	5	5	5
水 引 島	5	5	5	5	5
大 島	5	5	5	5	5
計	55	55	55	55	55

四〇〇

區裁判所ノ名稱	債權者人員		債權		執行關スル額
	優先權	通常ノ	優先權アルモノ	通常ノモノ	
宮 崎	2	2	2	2	2
肥 前	3	3	3	3	3
鹿 嶋	2	2	2	2	2
延 岡	2	2	2	2	2
高 千 穂	2	2	2	2	2
那 覇	2	2	2	2	2
那 覇 通 計	10	10	10	10	10
仙 臺	2	2	2	2	2
大 河 原	2	2	2	2	2
古 川	2	2	2	2	2
石 巻	2	2	2	2	2
登 米 沼	2	2	2	2	2
福 島	2	2	2	2	2
郡 山	2	2	2	2	2
中 村	2	2	2	2	2
白 河	2	2	2	2	2
平 松	2	2	2	2	2
岩 手	2	2	2	2	2
計	20	20	20	20	20

四〇一

區裁判所ノ名稱		債權者人員		債權額		執行關用額
債務者員	債權者人員	債權額	債權額	執行關用額		
山新米長酒鶴	形庄澤井岡	27	5,250	11,010	1,200	1,200
盛花遠福宮警水	岡卷野岡井澤	11	2,300	5,760	2,100	2,100
網	網	10	2,100	5,760	2,100	2,100
秋	秋	10	2,100	5,760	2,100	2,100
大能本	大能本	10	2,100	5,760	2,100	2,100
計	計	68	14,550	41,490	10,500	10,500

四〇二

區裁判所ノ名稱		債權者人員		債權額		執行關用額
債務者員	債權者人員	債權額	債權額	執行關用額		
田	田	27	5,250	11,010	1,200	1,200
青	青	11	2,300	5,760	2,100	2,100
森	森	10	2,100	5,760	2,100	2,100
函	函	10	2,100	5,760	2,100	2,100
館	館	10	2,100	5,760	2,100	2,100
札	札	10	2,100	5,760	2,100	2,100
小推增浦	小推增浦	10	2,100	5,760	2,100	2,100
計	計	68	14,550	41,490	10,500	10,500

四〇三

福		賀		佐		崎		長		山		長崎縣新設管轄 通計	
久飯甘	留塚水	伊唐武	萬津雄	原江	生戸原	大島	長崎	宇今西	和治條	島			
區	區	區	區	計	區	區	區	計	區	區	區	計	區
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

松		江		松		口		山		島		區裁判所ノ名稱	
大松	洲山	西益	大濱	今木	松	船赤	萩柳	岩德	山口	山	福		
區	區	計	區	區	區	區	計	區	區	區	區	計	區
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

仙			那覇		崎		宮		島		鹿		本			
登石	古大	仙	那覇	那覇	高延	都飲	宮	宮	大水	鹿引	知屋	鹿	天人			
米巻	川河	原	通	通	千	岡城	肥崎	崎	島引	島屋	島	島	草告			
區	區	區	區	區	計	計	區	區	計	區	區	區	計	區		
			九	三												
			三六	五												
			七	二												
			九	五												
			一〇													
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
			九	九												
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	

熊			分			大			岡			區裁判所ノ名稱
八高	山宮	御熊	豆玉	中梓	竹佐	白大			行小	柳	福	
代瀨	鹿地	船本	田津	津	蔡田	伯杵	分		事倉	河	島	
區	區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	
												テマ間五
												テマ間拾
												テマ間拾伍
												テマ間拾五
												マ五七 テ間拾
												テマ間百
												テ間五 拾百
												テマ間百五
												テ間五七 拾百
												テマ間千
												テ間五 拾百
												テマ間千五
												テマ間萬壹
												上以間萬壹
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

函	森	青	田	秋	岡	區裁判所ノ名稱
江函	八五	緑弘	湯橋大	花大能本	水磐宮	
注館	所ヶ	川前	澤手曲	輪館代	澤井古	
區區計區區區區	戸川原	澤	區區區區區區區	區區區區區區區	計區區區	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間拾
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間拾依
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間拾五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						マ 五七
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ 間 拾
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間百
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ間五依
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						マ 拾百
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間百五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ間五七
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						イ 拾百
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間千
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ間五依
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						マ 百千
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間千五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間萬壹
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						上以間萬壹
7 28 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11						計

盛	形	山	島	福	臺	區裁判所ノ名稱
福速花盛	鶴酒長米	新山	若平白中	福郡	臺氣	
岡野卷岡	岡田井澤	庄形	松	河村山	仙沼	
區區區區計區區區區區區區計區區區區						
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間拾
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間拾依
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間拾五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						マ 五七
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ 間 拾
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間百
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ間五依
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						マ 拾百
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間百五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ間五七
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						イ 拾百
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間千
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テ間五依
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						マ 百千
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間千五
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						テマ間萬壹
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						上以間萬壹
7 28 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11						計

區裁判所ノ名稱	債權額		債權還額		債權額ニ對スル債權還額ノ割合					
	優先ノ	通常ノ	優先ノ	通常ノ	可以五ノ	ナキノ	ナキノ	ナキノ	ナキノ	計
戸下龍ヶ崎	21,467	27,099	21,467	37,946						21,467
宇都宮	1,333,948	1,074,857	1,112,771	5,552,556						1,112,771
大田	3,821,222	3,050,328	3,050,328	5,815,771						3,050,328
佐野	57,033	7,571	57,033	1,915,311						57,033
浦和	1,999,623	1,400,328	1,400,328	2,212,000						1,400,328
熊谷	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
前橋	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
沼田	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
高崎	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
計	11,112,771	11,112,771	11,112,771	11,112,771	100	100	100	100	100	11,112,771

區裁判所ノ名稱	債權額		債權還額		債權額ニ對スル債權還額ノ割合					
	優先ノ	通常ノ	優先ノ	通常ノ	可以五ノ	ナキノ	ナキノ	ナキノ	ナキノ	計
橋本	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
静岡	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
藤枝	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
津田	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
岡田	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
網走	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
甲府	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
谷川	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
長岡	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
飯山	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
大田	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
伊那	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
上野原	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
野上	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
岩村	1,277,633	1,112,771	1,112,771	1,915,311						1,112,771
計	11,112,771	11,112,771	11,112,771	11,112,771	100	100	100	100	100	11,112,771

債権額 優先債 / 普通債 / 計	債権額 優先債 / 普通債 / 計	債権額ニ對スル償還額ノ割合				
		下以五ノ分百	チマ十ノ分百	チマ五十二ノ分百	チマ十五ノ分百	チマ五十七ノ分百
新三新 2,640,000 1,880,000 計 4,520,000	新三新 1,210,000 1,930,000 計 3,140,000					
新長村 6,000,000 1,740,000 計 7,740,000	新長村 1,650,000 2,500,000 計 4,150,000					
新發條 1,740,000 1,740,000 計 3,480,000	新發條 1,180,000 2,120,000 計 3,300,000					
新上田 1,000,000 1,000,000 計 2,000,000	新上田 700,000 1,300,000 計 2,000,000					
新岡上 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	新岡上 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
新田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	新田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
新日野 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	新日野 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
新高六 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	新高六 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
新高川 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	新高川 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
新相川 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	新相川 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
新通計	新通計					
新計	新計					
新計	新計					

四二四

債権額 優先債 / 普通債 / 計	債権額 優先債 / 普通債 / 計	債権額ニ對スル償還額ノ割合				
		下以五ノ分百	チマ十ノ分百	チマ五十二ノ分百	チマ十五ノ分百	チマ五十七ノ分百
大池 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大池 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大坂 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大坂 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大木 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大木 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大坂 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大坂 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大木 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大木 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大坂 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大坂 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大木 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大木 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大坂 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大坂 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大木 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大木 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大坂 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大坂 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大木 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大木 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大坂 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大坂 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大木 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大木 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大坂 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大坂 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大木 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大木 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					
大田 1,800,000 1,800,000 計 3,600,000	大田 1,100,000 2,500,000 計 3,600,000					

四二五

債権額ニ對スル償還額ノ割合	償還額			債権額		
	優先権ノ額	通帯ノ額	計	優先権ノ額	通帯ノ額	計
下以五ノ分百	九〇三三三三	八七五八三三	一七七八〇六六	五三六一七四	三三三九八八	八八〇一五九
下以十ノ分百	二六八三三三	一、一三〇三三	三、七九七、一八七	二、四四九、九八〇	五、三九〇、〇〇〇	一、九一五、六四〇
下以十二ノ分百	二七〇三三三	三、三〇六、八八〇	五、〇〇九、九八二	七、七六八、一〇〇	一、六六五、三三三	二、一九五、六四〇
下以十五ノ分百	三、九〇三、三三三	五、三〇六、八八〇	九、二一〇、二一三	一、八八二、五三三	三、〇八六、八八〇	三、三三三、三三三
下以十七ノ分百	五、〇〇三、三三三	七、四〇六、八八〇	一二、四一〇、二一三	二、四八二、五三三	四、九一六、八八〇	三、三三三、三三三
上以十七ノ分百	六、一〇三、三三三	九、五〇六、八八〇	一五、六一〇、二一三	三、〇八二、五三三	六、〇一六、八八〇	三、三三三、三三三
計	九〇三三三三	八七五八三三	一七七八〇六六	五三六一七四	三三三九八八	八八〇一五九

戸 龍豊村 岡野岡
岡 高見山 岡 山見山
岡 新玉 岡 勝山
大 津口 大 津口
大 八水 大 八水
津 彦八 津 彦八
福 武 福 武
大 武 大 武
敷 野 敷 野

區裁判所ノ名稱

優先権ノ額 通帯ノ額 計

優先権ノ額 通帯ノ額 計

債権額ニ對スル償還額ノ割合

債権額ニ對スル償還額ノ割合	償還額			債権額		
	優先権ノ額	通帯ノ額	計	優先権ノ額	通帯ノ額	計
下以五ノ分百	九二二五〇	七、八五八、八五	一、七〇七、七〇五	七、七九七、九四	一、七〇七、七〇五	九、五〇五、六四九
下以十ノ分百	一、九二二、五〇〇	一、七〇七、七〇五	三、六三〇、二〇五	一、七〇七、七〇五	三、六三〇、二〇五	五、三三七、九一〇
下以十二ノ分百	二、八五三、七五〇	一、七〇七、七〇五	四、五六一、四五五	一、七〇七、七〇五	四、五六一、四五五	六、二六五、一六〇
下以十五ノ分百	三、八八五、〇〇〇	一、七〇七、七〇五	五、五九二、七〇五	一、七〇七、七〇五	五、五九二、七〇五	七、二九九、四一〇
下以十七ノ分百	四、八一六、二五〇	一、七〇七、七〇五	六、五二三、九五五	一、七〇七、七〇五	六、五二三、九五五	八、二三一、七一〇
上以十七ノ分百	五、七四七、五〇〇	一、七〇七、七〇五	七、四五五、二〇五	一、七〇七、七〇五	七、四五五、二〇五	八、九六二、九六〇
計	九二二五〇	七、八五八、八五	一、七〇七、七〇五	七、七九七、九四	一、七〇七、七〇五	九、五〇五、六四九

井 濱 濱
金 小 金 聖松澤
金 大 尾 聖松澤
澤 高 濱 尾 聖松澤
山 魚 濱 尾 聖松澤
山 高 濱 尾 聖松澤
和 妙 濱 尾 聖松澤
歌 田 濱 尾 聖松澤
山 新 濱 尾 聖松澤
德 徳 濱 尾 聖松澤
徳 徳 濱 尾 聖松澤

區裁判所ノ名稱	債權額				債權選額				債權額ニ對スル債選額ノ割合				
	優先權ア	普通ノ	計	選	優先權ア	普通ノ	計	7以五ノ分百	7以十ノ分百	7以十五ノ分百	7以二十ノ分百	7以二十五ノ分百	計
福岡	10,789,719	7,854,771	18,644,490	11,575,191	8,105,035	19,680,226	100	100	100	100	100	100	100
福岡	1,515,543	8,333,818	9,849,361	6,477,715	1,864,040	8,341,755	65	65	65	65	65	65	65
甘木	5,511,217	101,549,815	107,061,032	2,828,872	1,864,040	4,692,912	5	5	5	5	5	5	5
久留米	3,035,258	3,035,258	6,070,516	3,035,258	3,035,258	6,070,516	100	100	100	100	100	100	100
柳河	1,635,025	3,315,025	4,950,050	1,635,025	3,315,025	4,950,050	100	100	100	100	100	100	100
小倉	7,854,771	1,635,025	9,489,796	7,854,771	1,635,025	9,489,796	100	100	100	100	100	100	100
分行	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
佐伯	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
大分	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
白河	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
中津	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
玉津	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
熊本	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100

區裁判所ノ名稱	債權額				債權選額				債權額ニ對スル債選額ノ割合				
	優先權ア	普通ノ	計	選	優先權ア	普通ノ	計	7以五ノ分百	7以十ノ分百	7以十五ノ分百	7以二十ノ分百	7以二十五ノ分百	計
熊本	2,030,050	2,030,050	4,060,100	2,030,050	2,030,050	4,060,100	100	100	100	100	100	100	100
八代	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
高橋	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
鹿兒島	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
宮崎	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
那覇	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
仙臺	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100
大河原	1,015,025	1,015,025	2,030,050	1,015,025	1,015,025	2,030,050	100	100	100	100	100	100	100

區裁判所ノ名稱	債權額		債權額ノ選		債權額ニ對スル債權額ノ割合
	優先權ノ額	普通ノ額	優先權ノ額	普通ノ額	
盛	1,355,341	1,089,766	1,355,341	1,089,766	100
山	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
島	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
福	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
臺	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
古	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
石	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
登	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
氣	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
仙	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
米	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
沼	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
島	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
山	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
郡	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
中	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
白	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
河	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
村	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
島	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
計	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
計	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100

區裁判所ノ名稱	債權額		債權額ノ選		債權額ニ對スル債權額ノ割合
	優先權ノ額	普通ノ額	優先權ノ額	普通ノ額	
盛	1,355,341	1,089,766	1,355,341	1,089,766	100
花	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
速	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
岡	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
水	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
秋	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
本	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
能	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
大	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
花	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
大	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
花	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
湯	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
手	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
澤	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
青	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
青	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
森	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
前	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
川	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
所	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
八	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
計	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100
計	1,274,880	1,089,766	1,274,880	1,089,766	100

債權者ノ名稱	債權額		債權額ニ對スル債權額ノ割合	
	優先權	普通	優先權	普通
函館	3,788,445	1,848,830	11,000	11,000
江華	3,788,445	1,848,830	11,000	11,000
札增	3,788,445	1,848,830	11,000	11,000
札幌	3,788,445	1,848,830	11,000	11,000
幌岩	3,788,445	1,848,830	11,000	11,000
根室厚岸	3,788,445	1,848,830	11,000	11,000
合計	18,000,000	9,000,000	55,000	55,000

第四部第五款第五十五表

家資分散件數人員債權額及復權申立件數

債權者ノ名稱	家資分散件數		債權者人員		債權額		復權申立件數	
	優先權	普通	優先權	普通	優先權	普通	優先權	普通
函館	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
江華	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
札增	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
札幌	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
幌岩	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
根室厚岸	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
合計	6	6	6	6	66,000	66,000	6	6

債權者ノ名稱	家資分散件數		債權者人員		債權額		復權申立件數	
	優先權	普通	優先權	普通	優先權	普通	優先權	普通
東京	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
東八	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
横濱	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
横須賀	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
千代田	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
千葉	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
松戸	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
八日宮	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
佐原	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
水戸	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
太田	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
土浦	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
龍崎	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
下妻	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
宇都宮	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
真岡	1	1	1	1	11,000	11,000	1	1
合計	18	18	18	18	198,000	198,000	18	18

區裁判所ノ名稱	家賃分投宣告件數			債權者人員	債權額		債權申立件數	
	二四	二四	計		優先ノ	普通ノ	可	却
京都大田原	二	二	四	一	一〇〇〇	一	一	一
浦和	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
前橋	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
靜藤	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
濱松	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
計	六	六	一二	五	五〇〇	五	五	五

區裁判所ノ名稱	家賃分投宣告件數			債權者人員	債權額		債權申立件數	
	二四	二四	計		優先ノ	普通ノ	可	却
岡掛川	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
府甲	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
長嶺	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
野上	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
新三	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
新井	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
長岡	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
柏崎	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
六日町	一	一	二	一	一〇〇	一	一	一
計	六	六	一二	五	五〇〇	五	五	五

高 安	高 須 赤	知 中	高 丸	松 丸	高 丸	取 倉	鳥 倉	名 古 屋	古 屋	古 屋	名 古 屋	安 濃	安 濃	安 濃
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四四三

金 小	澤 高	山 富	和 妙	歌 御	山 新	德 德	島 德	島 德	島 德	島 德	島 德	島 德	島 德	島 德
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四四二

嶺	長	長崎	山	松	江	松
嚴福武平島大長	宇今西大松	益大濱今松	和	治條洲山	田森田市江	
原江生戸原村崎			和	治條洲山	田森田市江	
計區區區區區區區	計計區區區區區區計區區區區區計					
一						
二九						一〇
三〇						二五
三一						二五
三二						二五
三三						二五
三四						二五
三五						二五
三六						二五
三七						二五
三八						二五
三九						二五
四〇						二五
四一						二五
四二						二五
四三						二五
四四						二五
四五						二五
四六						二五
四七						二五
四八						二五
四九						二五
五〇						二五
五一						二五
五二						二五
五三						二五
五四						二五
五五						二五
五六						二五
五七						二五
五八						二五
五九						二五
六〇						二五
六一						二五
六二						二五
六三						二五
六四						二五
六五						二五
六六						二五
六七						二五
六八						二五
六九						二五
七〇						二五
七一						二五
七二						二五
七三						二五
七四						二五
七五						二五
七六						二五
七七						二五
七八						二五
七九						二五
八〇						二五
八一						二五
八二						二五
八三						二五
八四						二五
八五						二五
八六						二五
八七						二五
八八						二五
八九						二五
九〇						二五
九一						二五
九二						二五
九三						二五
九四						二五
九五						二五
九六						二五
九七						二五
九八						二五
九九						二五
一〇〇						二五

四四五

口	山	島	廣	廣島	草	岐	津
松岩德山	福尾庄三竹廣	高	大	岐	山		
水國山口	山道原次原島	山垣早	田				
區區區區計區區區區區區	計計區區區區區區區區	計計區區區區計區					
一							
二							
三							
四							
五							
六							
七							
八							
九							
一〇							
一一							
一二							
一三							
一四							
一五							
一六							
一七							
一八							
一九							
二〇							
二一							
二二							
二三							
二四							
二五							
二六							
二七							
二八							
二九							
三〇							
三一							
三二							
三三							
三四							
三五							
三六							
三七							
三八							
三九							
四〇							
四一							
四二							
四三							
四四							
四五							
四六							
四七							
四八							
四九							
五〇							
五一							
五二							
五三							
五四							
五五							
五六							
五七							
五八							
五九							
六〇							
六一							
六二							
六三							
六四							
六五							
六六							
六七							
六八							
六九							
七〇							
七一							
七二							
七三							
七四							
七五							
七六							
七七							
七八							
七九							
八〇							
八一							
八二							
八三							
八四							
八五							
八六							
八七							
八八							
八九							
九〇							
九一							
九二							
九三							
九四							
九五							
九六							
九七							
九八							
九九							
一〇〇							

四四四

區裁判所ノ名稱		家賃分敷宣告件數		債權者人員		債權額		優權申立件數	
職權	申立	優先	普通	優先	普通	計	可	却	計
仙臺	石	1	1	1	1	2	1	1	1
福	郡	1	1	1	1	2	1	1	1
島	中	1	1	1	1	2	1	1	1
山	形	1	1	1	1	2	1	1	1
新	庄	1	1	1	1	2	1	1	1
米	澤	1	1	1	1	2	1	1	1
酒	田	1	1	1	1	2	1	1	1
鶴	岡	1	1	1	1	2	1	1	1
盛	岡	1	1	1	1	2	1	1	1
速	野	1	1	1	1	2	1	1	1
遠	古	1	1	1	1	2	1	1	1
官	古	1	1	1	1	2	1	1	1
盛	官	1	1	1	1	2	1	1	1
計	計	1	1	1	1	2	1	1	1

區裁判所ノ名稱		家賃分敷宣告件數		債權者人員		債權額		優權申立件數	
職權	申立	優先	普通	優先	普通	計	可	却	計
岡	井	1	1	1	1	2	1	1	1
秋	代	1	1	1	1	2	1	1	1
大	田	1	1	1	1	2	1	1	1
花	輪	1	1	1	1	2	1	1	1
大	館	1	1	1	1	2	1	1	1
秋	能	1	1	1	1	2	1	1	1
田	湯	1	1	1	1	2	1	1	1
秋	湯	1	1	1	1	2	1	1	1
計	計	1	1	1	1	2	1	1	1
青	野	1	1	1	1	2	1	1	1
森	八	1	1	1	1	2	1	1	1
函	八	1	1	1	1	2	1	1	1
札	八	1	1	1	1	2	1	1	1
增	八	1	1	1	1	2	1	1	1
小	八	1	1	1	1	2	1	1	1
岩	八	1	1	1	1	2	1	1	1
帆	八	1	1	1	1	2	1	1	1
根	八	1	1	1	1	2	1	1	1
室	八	1	1	1	1	2	1	1	1
根	八	1	1	1	1	2	1	1	1
計	計	1	1	1	1	2	1	1	1

區裁判所ノ名稱	受理總數		種別					計	局終未	
	受	新	法人ノ關係ニ關スル事件	財源ノ管理ニ關スル事件	裁判上ノ地位ノ關係ニ關スル事件	債權ノ關係ニ關スル事件	遺言ノ執行及承認ノ事件			前記ノ外ノ事件
湯澤區	51	51							51	51
函館區	216	216							216	216
青森區	8	8							8	8
野邊地區	15	15							15	15
弘前區	21	21							21	21
五所澤區	25	25							25	25
八戸區	15	15							15	15
森區	32	32							32	32
江津區	33	33							33	33
函館區	8	8							8	8
壽都區	8	8							8	8
館山區	8	8							8	8
札幌區	28	28							28	28
增毛區	28	28							28	28
通計	51	51							51	51

四八〇

區裁判所ノ名稱	受理總數		種別					計	局終未	
	受	新	法人ノ關係ニ關スル事件	財源ノ管理ニ關スル事件	裁判上ノ地位ノ關係ニ關スル事件	債權ノ關係ニ關スル事件	遺言ノ執行及承認ノ事件			前記ノ外ノ事件
推內區	27	27							27	27
小梅區	38	38							38	38
岩手區	9	9							9	9
合通計	27	27							27	27

四八一

第五部 執達吏、公證人及確定日附事件

自第一款第五十九表
至第三款第六十四表

第五部第一款第五十九表

執達吏事務總數及種別

四八四

區裁判所ノ名稱	事務總數		種別				送達		拒證		其他		計	局終未
	受	新	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行			
東京控訴院附屬	1,259	1,259	1,259	0	0	0	0	0	0	0	0	1,259	0	
東京王子	27	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	
橫濱	1,515	1,515	1,515	0	0	0	0	0	0	0	0	1,515	0	
橫濱須賀	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
千代田	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
千葉	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
松戸	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
八王子	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
日宮	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
佐原	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
木更津	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
北條	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
水戸	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
計	1,788	1,788	1,788	0	0	0	0	0	0	0	0	1,788	0	

區裁判所ノ名稱	事務總數		種別				送達		拒證		其他		計	局終未
	受	新	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行			
水戸	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
土浦	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
龍崎	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
戸田	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
宇都宮	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
真岡	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
大田	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
栃木	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
佐野	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
浦和	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
幸手	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
越谷	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
川越	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
熊谷	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
大宮	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
前橋	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
沼田	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
中之條	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
太田	33	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
計	1,788	1,788	1,788	0	0	0	0	0	0	0	0	1,788	0	

四八五

區裁判所ノ名稱		事務總數		種			送達		其他		未
受審	受審計	執行	送達	行	送達	拒證	其他	計			
宮津	1,214	1,214	108	1	1	1	1	1	1	1	
福知山	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
舞鶴	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
大坂	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
池田	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
茨木	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
天王寺	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
堺	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
岸和田	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
富田	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
奈良	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
高松	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
五條	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
計	12,780	12,780	1,070	10	10	10	10	10	10	10	

區裁判所ノ名稱		事務總數		種			送達		其他		未
受審	受審計	執行	送達	行	送達	拒證	其他	計			
伊丹	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
明石	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
篠原	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
洲本	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
姫路	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
龍野	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
豐岡	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
村岡	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
岡	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
高見	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
新島	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
玉島	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
笠岡	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
津山	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
勝山	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
大津	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
八水	1,278	1,278	107	1	1	1	1	1	1	1	
計	12,780	12,780	1,070	10	10	10	10	10	10	10	

區裁判所ノ名稱	事務總數		種別				送達		其他		局終
	受	計	執行	送達	拒絶	成	作	察	計		
松觀音寺	15	201	3	17	1	1	1	1	1	201	
鳥倉	101	1,103	1	100	1	1	1	1	1	1,103	
米倉	11	61	1	60	1	1	1	1	1	61	
取	3	37	1	36	1	1	1	1	1	37	
計	120	1,402	6	134	5	5	5	5	5	1,402	
名古屋	121	1,300	1	120	1	1	1	1	1	1,300	
半田	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
岡崎	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
西尾	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
豐橋	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
計	46	4,500	4	446	4	4	4	4	4	4,500	
安	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
四日市	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
計	22	2,200	2	218	2	2	2	2	2	2,200	
名古屋計	168	1,700	6	163	6	6	6	6	6	1,700	
總計	308	3,104	12	300	11	11	11	11	11	3,104	

區裁判所ノ名稱	事務總數		種別				送達		其他		局終
	受	計	執行	送達	拒絶	成	作	察	計		
津	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
上野山	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
木山	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
八幡	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
大八	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
御崎	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
高	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
計	66	6,600	6	654	6	6	6	6	6	6,600	
廣島	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
三原	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
庄原	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
尾道	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
福山	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
計	55	5,500	5	545	5	5	5	5	5	5,500	
山	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
徳山	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
岩	11	1,100	1	109	1	1	1	1	1	1,100	
計	22	2,200	2	218	2	2	2	2	2	2,200	
廣島計	77	7,700	7	762	7	7	7	7	7	7,700	
總計	145	1,404	12	1368	11	11	11	11	11	1,404	

函	森					青					田					秋		岡	
	江	八	五	五	五	八	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	水
函	八	五	五	五	五	八	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	水	澤
館	所	川	ヶ	ヶ	ヶ	前	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	澤	井
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234

四九九

盛	形					山					島					福	
	宮	福	遠	花	盛	鶴	酒	長	米	新	山	田	若	平	白	中	郡
宮	福	遠	花	盛	鶴	酒	長	米	新	山	田	若	平	白	中	郡	
古	岡	野	卷	岡	岡	井	澤	庄	形	島	松	河	村	山			
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	

四九八

橋	靜	岡	府甲	長
大高富	靜藤沼下	掛濱吉	谷鯨甲	長飯松
中之田	岡岡岡	岡岡岡	村澤府	本山野
條	岡岡岡	岡岡岡	計區區計區	計區區計區
12	12	12	12	12
11	11	11	11	11
10	10	10	10	10
9	9	9	9	9
8	8	8	8	8
7	7	7	7	7
6	6	6	6	6
5	5	5	5	5
4	4	4	4	4
3	3	3	3	3
2	2	2	2	2
1	1	1	1	1
0	0	0	0	0
計	計	計	計	計

三〇三

戸	宇	都	宮	浦	和	前
下龍	大真	依振	幸越	川幸	大燕	沼前
生	都	野木	和	越手	宮谷	田橋
計區區計區	計區區計區	計區區計區	計區區計區	計區區計區	計區區計區	計區區計區
12	12	12	12	12	12	12
11	11	11	11	11	11	11
10	10	10	10	10	10	10
9	9	9	9	9	9	9
8	8	8	8	8	8	8
7	7	7	7	7	7	7
6	6	6	6	6	6	6
5	5	5	5	5	5	5
4	4	4	4	4	4	4
3	3	3	3	3	3	3
2	2	2	2	2	2	2
1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0
計	計	計	計	計	計	計

五〇二

區裁判所ノ名稱	打件 動スル 對局	債權者ノ 數	債權者ノ 數	債權額		執行ニ 關スル 費用	債權ニ對スルノ 優先權ノ額					計	
				優先權ノ 額	通常ノ 額		下位五ノ 分	十ノ 分	十二ノ 分	十五ノ 分	十七ノ 分		以上十七ノ 分
和歌山	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
山田	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
徳島	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
島根	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
高松	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
高知	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

五〇八

區裁判所ノ名稱	打件 動スル 對局	債權者ノ 數	債權者ノ 數	債權額		執行ニ 關スル 費用	債權ニ對スルノ 優先權ノ額					計	
				優先權ノ 額	通常ノ 額		下位五ノ 分	十ノ 分	十二ノ 分	十五ノ 分	十七ノ 分		以上十七ノ 分
高松	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
松山	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
鳥取	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
島根	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
高松	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
高知	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

五〇九

津	岐	阜	廣島			山	區裁判所ノ名稱	有体 動産 ニ對スル 終局ノ 件數	債 務 額	執行ニ 關スル 費用額	額					計	
			廣	三	竹						下以五ノ身百	テマ十ノ身百	テマ十五ノ身百	テマ二十ノ身百	テマ二十五ノ身百		計
木山	八岐	高御	廣島	三原	竹原	山田	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100
本	津	津	津	津	津	津	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100
田	津	津	津	津	津	津	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100
計	計	計	計	計	計	計	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100

山	松	江	松	口	山	區裁判所ノ名稱	有体 動産 ニ對スル 終局ノ 件數	債 務 額	執行ニ 關スル 費用額	額					計		
										山	松	江	松	口		山	下以五ノ身百
徳	岩	柳	萩	赤	船	徳山	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100
山	井	津	津	津	津	山田	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100
國	津	津	津	津	津	山田	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100
計	計	計	計	計	計	計	100	100,000	100,000	100	100	100	100	100	100	100	100

根	幌	札	館	函	森	青	函館	計
厚根	岩小稚増浦札	壽福江函			八五緑弘野青		函館控院管轄	
岸室	内梅内毛河幌	都山差館			所ヶ邊森		通	計
區	區計	區	區	區	區計	區	區	區計
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42	43	44	45
46	47	48	49	50	51	52	53	54
55	56	57	58	59	60	61	62	63
64	65	66	67	68	69	70	71	72
73	74	75	76	77	78	79	80	81
82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99
100	101	102	103	104	105	106	107	108
109	110	111	112	113	114	115	116	117
118	119	120	121	122	123	124	125	126
127	128	129	130	131	132	133	134	135
136	137	138	139	140	141	142	143	144
145	146	147	148	149	150	151	152	153
154	155	156	157	158	159	160	161	162
163	164	165	166	167	168	169	170	171
172	173	174	175	176	177	178	179	180
181	182	183	184	185	186	187	188	189
190	191	192	193	194	195	196	197	198
199	200	201	202	203	204	205	206	207
208	209	210	211	212	213	214	215	216
217	218	219	220	221	222	223	224	225
226	227	228	229	230	231	232	233	234
235	236	237	238	239	240	241	242	243
244	245	246	247	248	249	250	251	252
253	254	255	256	257	258	259	260	261
262	263	264	265	266	267	268	269	270
271	272	273	274	275	276	277	278	279
280	281	282	283	284	285	286	287	288
289	290	291	292	293	294	295	296	297
298	299	300	301	302	303	304	305	306
307	308	309	310	311	312	313	314	315
316	317	318	319	320	321	322	323	324
325	326	327	328	329	330	331	332	333
334	335	336	337	338	339	340	341	342
343	344	345	346	347	348	349	350	351
352	353	354	355	356	357	358	359	360
361	362	363	364	365	366	367	368	369
370	371	372	373	374	375	376	377	378
379	380	381	382	383	384	385	386	387
388	389	390	391	392	393	394	395	396
397	398	399	400	401	402	403	404	405
406	407	408	409	410	411	412	413	414
415	416	417	418	419	420	421	422	423
424	425	426	427	428	429	430	431	432
433	434	435	436	437	438	439	440	441
442	443	444	445	446	447	448	449	450
451	452	453	454	455	456	457	458	459
460	461	462	463	464	465	466	467	468
469	470	471	472	473	474	475	476	477
478	479	480	481	482	483	484	485	486
487	488	489	490	491	492	493	494	495
496	497	498	499	500	501	502	503	504
505	506	507	508	509	510	511	512	513
514	515	516	517	518	519	520	521	522
523	524	525	526	527	528	529	530	531
532	533	534	535	536	537	538	539	540
541	542	543	544	545	546	547	548	549
550	551	552	553	554	555	556	557	558
559	560	561	562	563	564	565	566	567
568	569	570	571	572	573	574	575	576
577	578	579	580	581	582	583	584	585
586	587	588	589	590	591	592	593	594
595	596	597	598	599	600	601	602	603
604	605	606	607	608	609	610	611	612
613	614	615	616	617	618	619	620	621
622	623	624	625	626	627	628	629	630
631	632	633	634	635	636	637	638	639
640	641	642	643	644	645	646	647	648
649	650	651	652	653	654	655	656	657
658	659	660	661	662	663	664	665	666
667	668	669	670	671	672	673	674	675
676	677	678	679	680	681	682	683	684
685	686	687	688	689	690	691	692	693
694	695	696	697	698	699	700	701	702
703	704	705	706	707	708	709	710	711
712	713	714	715	716	717	718	719	720
721	722	723	724	725	726	727	728	729
730	731	732	733	734	735	736	737	738
739	740	741	742	743	744	745	746	747
748	749	750	751	752	753	754	755	756
757	758	759	760	761	762	763	764	765
766	767	768	769	770	771	772	773	774
775	776	777	778	779	780	781	782	783
784	785	786	787	788	789	790	791	792
793	794	795	796	797	798	799	800	801
802	803	804	805	806	807	808	809	810
811	812	813	814	815	816	817	818	819
820	821	822	823	824	825	826	827	828
829	830	831	832	833	834	835	836	837
838	839	840	841	842	843	844	845	846
847	848	849	850	851	852	853	854	855
856	857	858	859	860	861	862	863	864
865	866	867	868	869	870	871	872	873
874	875	876	877	878	879	880	881	882
883	884	885	886	887	888	889	890	891
892	893	894	895	896	897	898	899	900
901	902	903	904	905	906	907	908	909
910	911	912	913	914	915	916	917	918
919	920	921	922	923	924	925	926	927
928	929	930	931	932	933	934	935	936
937	938	939	940	941	942	943	944	945
946	947	948	949	950	951	952	953	954
955	956	957	958	959	960	961	962	963
964	965	966	967	968	969	970	971	972
973	974	975	976	977	978	979	980	981
982	983	984	985	986	987	988	989	990
991	992	993	994	995	996	997	998	999
1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008
1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017
1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026
1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035
1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044
1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053
1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062
1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071
1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080
1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089
1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098
1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107
1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116
1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125
1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134
1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143
1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152
1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161
1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170
1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179
1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188
1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197
1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206
1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215
1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224
1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233
1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242
1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251
1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260
1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269
1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278
1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287
1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296
1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305
1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314
1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323
1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332
1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341
1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350
1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359
1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368
1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377
1378	1379							